

# 公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人千葉県肢体不自由児協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、肢体不自由児の自立及び社会参加を支援するため、地域における医療機関及び教育機関等と連携し、地域社会における体験活動、療育相談並びにバギー・車いす・訓練器具の無償貸与等の事業を行うとともに、肢体不自由児に対する地域社会の理解の促進を図るため、肢体不自由児療育思想の普及啓発活動、バリアフリーに関する調査及び情報提供並びにボランティアの育成等の事業を行い、もって、肢体不自由児の福祉の向上とすべての人々がお互いに助け合い共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児の自立を支援する事業
- (2) 肢体不自由児の社会参加を支援する事業
- (3) 肢体不自由児の療育相談及び助言事業
- (4) 肢体不自由児に対するバギー・車いす・訓練器具の無償貸与事業
- (5) 肢体不自由児に対する理解及び療育思想の普及啓発事業
- (6) 肢体不自由児に対するバリアフリーなどに関する調査及び情報提供事業
- (7) 肢体不自由児に対するボランティアを育成する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、千葉県において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以後に、基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産を処分若しくは担保への提供又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

#### (資産の管理運用)

第7条 この法人の資産は、理事会の決議により別に定めるところにより、代表理事（以下「理事長」という。）が管理運用する。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けて、理事会の決議を経て定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な資産の処分等)

第11条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

- 2 この法人が、重要な資産の処分、担保への提供又は譲受けをしようとする場合も前項と同様とする。
- 3 この法人が、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものをしようとする場合も第1項と同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、第10条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。
  - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

#### 第4章 評議員

(評議員)

- 第14条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - ハ 当該評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
      - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
      - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
    - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 理事
      - ロ 使用人
      - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理

人の定めのあるものについては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及び親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員会会長は、評議員会において選任する。

5 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員の権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までの時とする。

3 評議員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (7) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認
  - (9) 長期借入金及び重要な資産の処分の承認
  - (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止
  - (11) その他評議員会で決議又は承認するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第23条第1項の書面に記載された評議員会の開催の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(評議員会の種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度の開始前に開催するほか、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(評議員会の定足数)

第25条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(評議員会の決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員総数の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認
- (4) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の処分
- (5) 長期借入金及び重要な資産の処分の承認
- (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止
- (7) その他評議員会で3分の2以上の多数をもって決議又は承認するものとして

法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された署名人2名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定めるところによる。

## 第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を業務執行理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務執行理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

#### (役員任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定の適用に当たっては、決議の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員に対する報酬等)

- 第37条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、その対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員取引の制限)

第38条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で別に定めるところによるものとする。

(役員責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部理事及び外部監事との間で前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第41条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行に関する事項
  - (4) 理事の職務の執行の監督に関する事項
  - (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
  - (6) その他理事会で決議又は承認するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 重要な組織の設置、変更又は廃止
  - (5) 第39条に規定する理事及び監事の責任の免除又は限定
  - (6) 理事の職務の執行が法令又はこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(理事会の種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度ごとに5月又は6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理

事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項等を記載した書面をもって開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

(理事会の定足数)

第45条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(理事会の決議)

第46条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(保有株式等の権利行使)

第47条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(理事会の決議の省略)

第48条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第33条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるところによる。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業及び第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第54条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員総数の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

4 公益法人認定法第13条第1項各号に掲げる事項の変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上の決議を経て、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益法人、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 前項の情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 前項の個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第61条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会、評議員会等定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) 理事会及び評議員会の決議の省略をした場合の同意書
  - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定めるところによるものとする。

## 第12章 補 則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は、臼井正一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

臼井日出男	中島哲男	土屋津以子
向後保雄	岩沼忠司	大久保博史